## 益田市老朽危険空家等除却支援事業の補助対象となる建築物

- 補助の対象となる老朽危険空家等
  - (1) 1年以上居住その他の使用がされておらず、かつ、今後も使用される見込みがない建築物
  - (2) 次に掲げる「老朽危険空家」又は「老朽空家」のいずれかに該当するもの
    - ① 「老朽危険空家」の場合
      - イ. 主として居住の用に使用する建築物(併用住宅においては延べ面積の2分の1 以上を居住の用途に使用するもの)
      - 口. 主たる構造が木造または鉄骨造の建築物
      - ハ. 補助金交付要綱の別表第1に定める基準において、「空家の不良度・危険度」 の評点の合計が100点以上である建築物
      - 二. 建築物の軒の高さが、建築物の敷地内の位置と隣地(人が居住する建築物が存在するもの)との境界線または道(一般の交通の用に供するもの)との境界線の距離を超える建築物〈※下図参照〉
    - ② 「老朽空家」の場合
      - イ. 昭和56年5月31日以前に建築された建築物(老朽危険空家に該当するものを除く)
    - ロ. 次のいずれかに該当する建築物であるもの
      - ①.建築物で居室(建築基準法第2条第4号に定めるものをいう。) を有するもの
      - ②.①にに附属する納屋、倉庫、車庫等(登記簿、固定資産税台帳に記載されているものに限る。)であり、延べ床面積が30㎡以上のもの
      - ③.①又は②と同等であるものとして、市長が認めるもの
    - ハ、主たる構造が木造または鉄骨造の建築物
    - 二. 補助金交付要綱の別表第1に定める基準において、「空家の不良度・危険度」 の評点の合計が40点以上である建築物
    - ホ. 建築物の軒の高さが、建築物の敷地内の位置と隣地(人が居住する建築物が存在するもの)との境界線または道(一般の交通の用に供するもの)との境界線の距離を超える建築物〈※下図参照〉
  - (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項に規定する命令を受けていない 建築物



